

令和7年度版

いるまし こうえん
入間市の公園
parks in Iruma City



入間市 都市計画課 みどり公園担当

1.都市公園（P 2～3）

※都市公園とは、都市公園法に基づいて設置された公園・緑地を指します。

2.都市公園以外の公園（P 4～8）

公園のご利用にあたって

○ごみは必ず持ち帰りましょう。

公園の清掃については、一部の公園を除き、地元自治会や周辺の皆様の協力を頂いています。各自が責任をもってごみを持ち帰るという姿勢が、公園の美化につながります。

○球技など他の人に迷惑をかける遊びはやめましょう。

本格的な野球、サッカー等の球技やゴルフの練習は、他の利用者や近隣住民に危険を及ぼすことがあります。また、競技用スパイクを使用するとボールがよく飛んだり、路面に凹凸ができて危険なため、公園では使用しないでください。公園ごとの制限に注意してください。

○夜間、早朝は静かにしましょう。

迷惑となる騒音を出すことはやめましょう。大勢で集まったときの騒がしい話し声は、近隣住民の迷惑となる場合があります。

○犬は必ずリードをつなぎ、フンの後始末は飼い主が行いましょう。

公園内では、必ずリードをつけてください。また、ビニール袋などを持って、フンは必ず持ち帰って始末してください。

○火気の使用はやめましょう。

公園内でのたき火や花火などの火を使う行為は、火災の危険や他の人への迷惑となりますので禁止しています。タバコについては、携帯灰皿等で消火したうえで、吸殻は各自お持ち帰りください。受動喫煙防止の取り組みにご協力をお願いします。

○駐車場以外への車やバイク等の乗り入れはやめてください。

公園は、みんなが安全、安心に遊べる場所です。どうしても自転車での通行が必要な場合は、必ず自転車から降りて、押して通行しましょう。

○施設や植物を大切にしましょう。

公園内にある施設や樹木は、みんなの大切な財産です。軽い気持ちで落書きしたり、ふざけて壊したりしてしまうと、他の利用者が不快に思ったり、破損した施設で誰かがケガをすることもあります。また、植物の伐採や採取はしないでください。



みんなが気持ちよく公園を
使えるようにご協力ください！